



報道関係者 各位

令和7年12月19日（金）

【照会先】

新潟労働局 職業安定部 職業対策課

課長 梅田 昌己

課長補佐 木村 和宏

地方障害者雇用担当官 池田 のりこ

(代表電話) 025-288-3508

令和7年 障害者雇用状況の集計結果

新潟労働局（局長 福岡 洋志）では、管内の令和7年6月1日現在における「障害者雇用状況」の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

今回の集計結果は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定に基づき、民間企業、地方公共団体及び独立行政法人等に義務付けられている毎年6月1日現在の障害者の雇用状況報告を集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業（注1）>（法定雇用率2.5%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

・雇用障害者数8,701.5人、対前年201.5人（2.4%）増加

・実雇用率2.45%、前年同率（※小数点第3位で比較した場合、前年より上昇）

○法定雇用率達成企業の割合は56.0%と前年より0.8ポイント上昇。

〔 全国の集計結果は、雇用障害者数704,610.0人、実雇用率2.41%、
法定雇用率達成企業の割合46.0% 〕

<地方公共団体>（同2.8%、都道府県等の教育委員会（注2）は2.7%）

○雇用障害者数は新潟県及び市町村で対前年を上回り、実雇用率はいずれも対前年を下回った。

（ ）は前年の値。

・新潟県：雇用障害者数263.0人（257.0人）、実雇用率2.90%（3.00%）

・市町村：雇用障害者数853.0人（837.5人）、実雇用率2.79%（2.91%）

・教育委員会：雇用障害者数396.5人（401.5人）、実雇用率2.32%（2.42%）

<独立行政法人等（注3）>（同2.8%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに対前年を上回った。（ ）は前年の値。

・雇用障害者数13.0人（9.0人）、実雇用率4.17%（3.35%）

注1 民間企業の数値には、常用労働者が40.0人未満の企業と新潟県外に本社がある企業の雇用障害者数は含まれていない。「法定雇用率とは」（9ページ）を参照。

注2 都道府県等の教育委員会は、新潟県教育委員会及び新潟市教育委員会が該当する。

注3 独立行政法人等は、新潟県立大学、長岡造形大学、新潟県立看護大学及び三条市立大学が該当する。なお、国立大学法人等の障害者雇用状況については、厚生労働省により公表される。

※全国の令和7年障害者雇用状況の集計結果については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（常用労働者数が40.0人以上の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は8,701.5人で、前年より201.5人（2.4%）増加し、20年連続で過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は4,307.0人（対前年比0.3%増）、知的障害者は2,052.0人（同0.1%増）、精神障害者は2,342.5人（同8.7%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、14年連続で過去最高（※）の2.45%（前年は2.45%）となり、全国平均値（2.41%）を上回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は56.0%（前年は55.2%）となり、全国平均値（46.0%）を10.0ポイント上回った。

※実雇用率について小数点第3位で比較した場合、前年より上昇している。

[5ページ、8ページ、12ページ]

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、40.0～100人未満規模企業で1,760.5人（前年1,692.5人）、100～300人未満で2,383.5人（同2,334.0人）、300～500人未満で1,031.0人（同1,081.0人）、500～1,000人未満で1,346.5人（同1,328.5人）、1,000人以上で2,180.0人（同2,064.0人）となり、300～500人未満規模の企業以外で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、40.0～100人未満で2.16%（前年2.16%）、100～300人未満で2.38%（同2.33%）、300～500人未満で2.47%（同2.59%）、500～1,000人未満で2.63%（同2.63%）、1,000人以上で2.70%（同2.68%）となり、100～300人未満及び1,000人以上規模の企業で前年より増加した。
なお、民間企業の新潟県全体の実雇用率2.45%（同2.45%）と比較すると、300～500人未満、500～1,000人未満及び1,000人以上規模の企業が実雇用率を上回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、40.0～100人未満で54.6%（前年52.9%）、100～300人未満で59.1%（同58.7%）、300～500人未満で49.1%（同54.8%）、500～1,000人未満で58.4%（同60.3%）、1,000人以上で66.7%（同60.6%）となり、300～500人未満及び500～1,000人未満規模の企業で前年より低下（※）した。

※昨年比で除外率が10ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

[13ページ]

○ 産業別の状況

- 産業別の障害者の数は、「製造業」2,456.5人（前年2,474.0人）、「卸売業、小売業」1,812.0人（同1,729.0人）、1,774.5人（同1,725.0人）で多く雇用されており、3業種中では、「製造業」が前年より低下した。
- 産業別の実雇用率では、「生活関連サービス業、娯楽業」（3.49%）、「不動産業、物品賃貸業」（3.02%）、「サービス業」（2.68%）、「医療、福祉」（2.64%）、「卸売業、小売業」（2.56%）、「宿泊業、飲食サービス業」（2.56%）が法定雇用率を上回っている。
〔14 ページ、15 ページ〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- 令和7年の法定雇用率未達成企業は970社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が690社（71.1%）と7割を占めている。
- 産業別の未達成企業の割合は、「鉱業、採石業、砂利採取業」で83.3%、「農、林、漁業」で66.7%、「情報通信業」で61.0%、「金融業、保険業」で60.0%と高くなっている。
- また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は573社であり、未達成企業に占める割合は、59.1%となっている。
〔14 ページ、15 ページ、16 ページ〕

○ 特例子会社の状況

- 令和7年6月1日現在で特例子会社（※）の認定を受けている企業は4社（前年より1社増）で、雇用されている障害者の数は、46人（前年は36.5人）であった。
- 雇用者のうち、身体障害者は11.5人（同12.5人）、知的障害者は19.0人（同11.0人）、精神障害者は15.5人（同13.0人）であった。

※「特例子会社」制度

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝2.5%）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

2 地方公共団体の障害者在職状況

(1) 新潟県の機関（法定雇用率2.8%）

新潟県の機関に在職している障害者の数は263.0人で、前年より6.0人（2.3%）増加しており、実雇用率は2.90%と、前年に比べ0.10ポイント低下（※）した。

4機関中3機関で達成。

【未達成機関】新潟県病院局

〔5 ページ、17 ページ〕

(2) 市町村等の機関（法定雇用率 2.8%）

市町村等の機関に在職している障害者の数は 853.0 人で、前年より 15.5 人（1.9%）増加しており、実雇用率は 2.79%と、前年に比べ 0.12 ポイント低下（※）した。

44 機関中 36 機関で達成。

【未達成機関】

柏崎市、胎内市、五泉市、阿賀町、弥彦村、南魚沼市、魚沼市、湯沢町

※当該通報は 6 月 1 日現在のものであり、五泉市及び魚沼市は現在達成済み、弥彦村は達成見込みとなっている。

[5 ページ、18 ページ]

(3) 新潟県教育委員会及び新潟市教育委員会（法定雇用率 2.7%）

2 機関の教育委員会に在職している障害者の数は 396.5 人で、前年より 5.0 人（1.2%）減少しており、実雇用率は 2.32%と、前年に比べ 0.10 ポイント低下（※）した。

2 機関中達成機関なし。

[5 ページ、17 ページ]

※昨年比で除外率が 10 ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

3 独立行政法人等の障害者雇用状況

地方独立行政法人等※（法定雇用率 2.8%）に雇用されている障害者の数は 13.0 人で、前年より 4.0 人（44.4%）増加しており、実雇用率は 4.17%と、前年に比べ 0.82 ポイント上昇した。

4 機関中 4 機関で達成。

※国立大学法人（新潟大学、長岡技術科学大学及び上越教育大学）の障害者雇用状況については、厚生労働省により公表される。

[6 ページ、17 ページ]

総括表

令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

※()内は令和6年の数値

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	355,067.5 人	8,701.5 人	2.45 %	1,234 / 2,204	56.0 %
	(347,621.5 人)	(8,500.0 人)	(2.45 %)	(1,204 / 2,182)	(55.2 %)

2 地方公共団体における在職状況

(1) 新潟県の機関(法定雇用率2.8%)

※()内は令和6年の数値

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	9,057.0 人	263.0 人	2.90 %	3 / 4	75.0 %
	(8,570.0 人)	(257.0 人)	(3.00 %)	(4 / 4)	(100.0 %)
新潟県 (知事部局)	5,837.0 人	180.5 人	3.09 %	1 / 1	100.0 %
	(5,842.0 人)	(174.0 人)	(2.98 %)	(1 / 1)	(100.0 %)
新潟県の その他の機関	3,220.0 人	82.5 人	2.56 %	2 / 3	66.7 %
	(2,728.0 人)	(83.0 人)	(3.04 %)	(3 / 3)	(100.0 %)

(2) 新潟県市町村等の機関(法定雇用率2.8%)

※()内は令和6年の数値

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
新潟県市町村 等の機関	30,522.0 人	853.0 人	2.79 %	36 / 44	81.8 %
	(28,805.0 人)	(837.5 人)	(2.91 %)	(35 / 43)	(81.4 %)

※市町村の機関のうち未達成であった機関のうちの2機関は、令和7年12月1日までに達成済み。

(3) 新潟県教育委員会及び新潟市教育委員会(法定雇用率2.7%)

※()内は令和6年の数値

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	17,071.0 人	396.5 人	2.32 %	0 / 2	0.0 %
	(16,593.5 人)	(401.5 人)	(2.42 %)	(1 / 2)	(50.0 %)
新潟県教育 委員会	12,144.0 人	274.5 人	2.26 %	0 / 1	0.0 %
	(12,300.0 人)	(280.0 人)	(2.28 %)	(0 / 1)	(0.0 %)
新潟市教育 委員会	4,927.0 人	122.0 人	2.48 %	0 / 1	0.0 %
	(4,293.5 人)	(121.5 人)	(2.83 %)	(1 / 1)	(100.0 %)

3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

※()内は令和6年の数値

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人等	312.0 人	13.0 人	4.17 %	4 / 4	100.0 %
	(269.0 人	9.0 人)	(3.35 %)	(3 / 4)	(75.0 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 新潟県知事部局は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
A = 新潟県知事部局 B = 新潟県議会事務局
- 6 「独立行政法人等」のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人（新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学が該当）については、厚生労働省により障害者雇用状況が公表される。「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指し、新潟県立大学、長岡造形大学、新潟県立看護大学、三条市立大学が該当する。
- 7 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

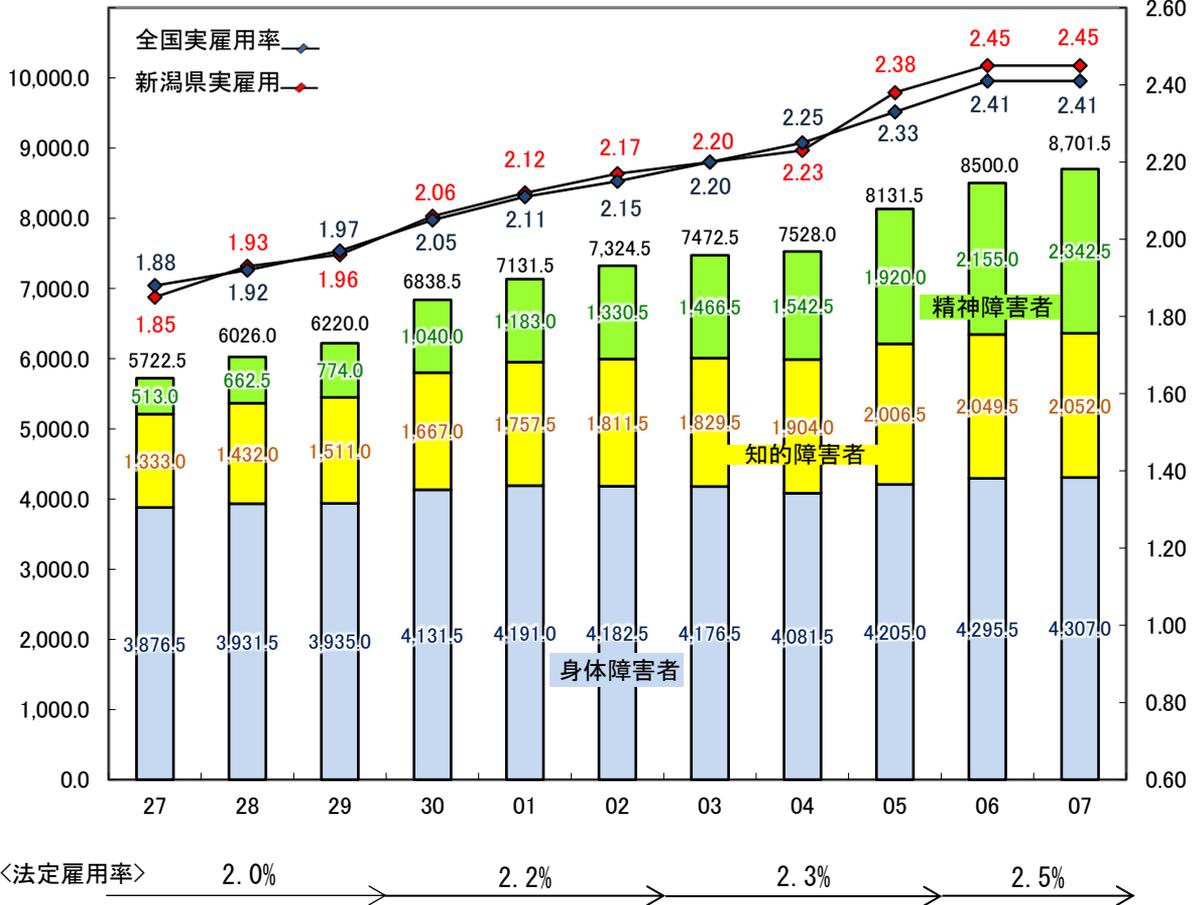
民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

〈法定雇用率:2.5%〉

〈障害者の数(人)〉

実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

〈実雇用率(%)〉



注1: 雇用義務のある企業(平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模)についての集計である。

注2: 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成27年～令和5年
 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、
 重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者
 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(0.5カウント)(※)

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

- ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

令和6年以降
 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、
 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、
 重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)
 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者(0.5カウント)

注3: 法定雇用率は平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年から令和5年までは2.3%、令和6年以降は2.5%となっている。

民間企業における障害者雇用率等の推移

新潟労働局職業対策課

・法定雇用率(%)
・雇用義務のある企業規模(人)

51.10月
↓
1.5%
67人～
↓
63.4月
↓
1.6%
63人～
↓
8
↓
10.7月
↓
1.8%
56人～
↓
25.4月
↓
2.0%
50人～
↓
30.4月
2.2%
45.5人～
↓
3.3月
2.3%
43.5人～
↓
6.4月
2.5%
40人～

項目 年度	1 企業数	2 常用労働者 総数	3 算定基礎 労働者数	4 常用雇用身体障害者、知的障害者数及び精神障害者数				5 雇用率	6 雇用率 達成 企業数	7 雇用率 未達成 企業数	8 雇用率 達成 企業率	9 全国	
				身体 障害者	知的 障害者	精神 障害者	障害者 全数					雇用率	雇用率 達成 企業率
53. 6. 1			149,411				1,990	1.33				1.11	52.1
54. 6. 1			150,729				1,995	1.32				1.12	52.0
55. 6. 1	841		152,220	2,021			2,021	1.33	455	386	54.1	1.13	51.6
56. 6. 1	858		157,247	2,122			2,122	1.35	487	371	56.8	1.18	53.4
57. 6. 1	889		161,645	2,200			2,200	1.36	504	385	56.7	1.22	53.8
58. 6. 1	916		165,535	2,210			2,210	1.34	503	413	54.9	1.23	53.5
59. 6. 1	918		167,640	2,306			2,306	1.38	520	398	56.6	1.25	53.6
60. 6. 1	900		168,504	2,293			2,293	1.36	490	410	54.4	1.26	53.5
61. 6. 1	909	192,548	170,792	2,339			2,339	1.37	518	391	57.0	1.26	53.8
62. 6. 1	928	193,788	171,912	2,317			2,317	1.35	512	416	55.2	1.25	53.0
63. 6. 1	1,013	200,578	177,831	2,400	186		2,586	1.45	545	468	53.8	1.31	51.5
元. 6. 1	1,061	211,832	186,619	2,500	240		2,740	1.47	590	471	55.6	1.32	51.6
2. 6. 1	1,097	215,253	190,195	2,586	275		2,861	1.50	604	493	55.1	1.32	52.2
3. 6. 1	1,115	222,050	195,859	2,656	306		2,962	1.51	627	488	56.2	1.32	51.8
4. 6. 1	1,161	230,627	204,013	2,740	331		3,071	1.51	661	500	56.9	1.36	51.9
5. 6. 1	1,161	236,721	210,971	2,794	438		3,232	1.53	644	517	55.5	1.41	51.4
6. 6. 1	1,181	239,938	213,688	2,819	478		3,297	1.54	645	536	54.6	1.44	50.4
7. 6. 1	1,180	240,746	214,134	2,820	529		3,349	1.56	643	537	54.5	1.45	50.6
8. 6. 1	1,211	245,939	218,351	2,827	547		3,374	1.55	640	571	52.8	1.47	50.0
9. 6. 1	1,219	246,554	218,895	2,828	581		3,409	1.56	650	569	53.3	1.47	50.2
10. 6. 1	1,195	243,598	216,490	2,769	590		3,359	1.55	628	567	52.6	1.48	50.1
11. 6. 1	1,302	248,676	220,310	2,824	583		3,407	1.55	632	670	48.5	1.49	44.7
12. 6. 1	1,289	247,057	218,028	2,728	577		3,305	1.52	613	676	47.6	1.49	44.3
13. 6. 1	1,293	248,285	218,874	2,702	581		3,283	1.50	604	689	46.7	1.49	43.7
14. 6. 1	1,261	243,048	214,193	2,537	582		3,119	1.46	551	710	43.7	1.47	42.5
15. 6. 1	1,269	246,921	217,762	2,531	565		3,096	1.42	521	748	41.1	1.48	42.5
16. 6. 1	1,331	252,180	229,823	2,631	588		3,219	1.40	543	788	40.8	1.46	41.7
17. 6. 1	1,339	258,547	235,347	2,709	596		3,305	1.40	554	785	41.4	1.49	42.1
18. 6. 1	1,360	264,946	241,228	2,832	658	33.5	3,523.5	1.46	590	770	43.4	1.52	43.4
19. 6. 1	1,389	270,773	246,698	3,004	711	54.0	3,769.0	1.53	661	728	47.6	1.55	43.8
20. 6. 1	1,413	276,855	252,775	3,038	773	72.5	3,883.5	1.54	687	727	48.6	1.59	44.9
21. 6. 1	1,380	276,032	252,053	3,040	784	77.0	3,901.0	1.55	667	713	48.3	1.63	45.5
22. 6. 1	1,325	273,634	251,098	3,041	799	104.0	3,944.0	1.57	629	696	47.5	1.68	47.0
23. 6. 1	1,439	298,085.0	280,562.0	3,257.0	904.5	152.0	4,313.5	1.54	664	775	46.1	1.65	45.3
24. 6. 1	1,451	303,847.5	285,978.0	3,310.0	1,028.5	205.0	4,543.5	1.59	690	761	47.6	1.69	46.8
25. 6. 1	1,643	319,211.0	299,843.0	3,515.0	1,125.0	307.0	4,947.0	1.65	734	909	44.7	1.76	42.7
26. 6. 1	1,688	323,993.0	304,245.0	3,720.0	1,227.0	386.0	5,333.0	1.75	840	848	49.8	1.82	44.7
27. 6. 1	1,705	330,005.5	309,574.0	3,876.5	1,333.0	513.0	5,722.5	1.85	927	778	54.4	1.88	47.2
28. 6. 1	1,719	333,298.0	312,711.0	3,931.5	1,432.0	662.5	6,026.0	1.93	993	726	57.8	1.92	48.8
29. 6. 1	1,740	338,132.0	317,183.0	3,935.0	1,511.0	774.0	6,220.0	1.96	1,044	696	60.0	1.97	50.0
30. 6. 1	1,963	354,441.0	332,640.0	4,131.5	1,667.0	1,040.0	6,838.5	2.06	1,087	876	55.4	2.05	45.9
01. 6. 1	1,982	358,483.5	336,060.0	4,191.0	1,757.5	1,183.0	7,131.5	2.12	1,146	836	57.8	2.11	48.0
02. 6. 1	1,966	359,749.5	337,227.5	4,182.5	1,811.5	1,330.5	7,324.5	2.17	1,160	806	59.0	2.15	48.6
03. 6. 1	2,036	363,389.5	340,402.0	4,176.5	1,829.5	1,466.5	7,472.5	2.20	1,152	884	56.6	2.20	47.0
04. 6. 1	2,033	360,542.0	337,502.5	4,081.5	1,904.0	1,542.5	7,528.0	2.23	1,163	870	57.2	2.25	48.3
05. 6. 1	2,023	365,126.0	341,972.0	4,205.0	2,006.5	1,920.0	8,131.5	2.38	1,224	799	60.5	2.33	50.1
06. 6. 1	2,182	371,061.5	347,621.5	4,295.5	2,049.5	2,155.0	8,500.0	2.45	1,204	978	55.2	2.41	46.0
07. 6. 1	2,204	369,846.0	355,067.5	4,307.0	2,052.0	2,342.5	8,701.5	2.45	1,234	970	56.0	2.41	46.0

注:「障害者全数」は次に掲げる者の合計数。

～昭和62年
身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年～平成4年
身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者

平成5年～平成17年
身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～
身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
精神障害者
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5人カウント)

平成23年～
身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
精神障害者
重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)(※)

※平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしていた。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降は、精神障害者である短時間労働者については、1人分とカウントしている。

令和6年以降
身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
精神障害者
重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者
重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)
重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者(0.5カウント)

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 5 %
(40.0人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 8 %
〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 8 %
(36.0人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 7 %
(37.5人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 除外率とは

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

この除外率制度は、ノーマライゼーションの観点から、平成14年法改正により、平成16年4月に廃止した。経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされている（法律附則）。

平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、一律に10ポイントの引下げを実施。

除外率設定業種	除外率	
	引下げ前	引下げ後
・非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬精製業を除く） ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る）	5%	除外率適用無し
・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業 ・窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る） ・その他の鉱業	10%	除外率適用無し
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	15%	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	20%	10%
・港湾運送業 ・警備業	25%	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	30%	20%
・林業（狩猟業を除く）	35%	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	40%	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	45%	35%
・石炭・亜炭鉱業	50%	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	55%	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	60%	50%
・船員等による船舶運航等の事業	80%	70%

※除外率引下げによる雇用義務数への影響（例）

除外率 20%の 場合	}	常用労働者数5,069.5×除外率20%=1,013.9 ≒ <u>1,013人</u> （端数切り捨て）
		常用労働者数5,069.5－1,013＝基礎労働者数 <u>4,056.5人</u>
		基礎労働者数4,056.5×法定雇用率2.5%＝雇用義務数101.4125≒ <u>101人</u> （端数切り捨て）
除外率 10%の 場合	}	常用労働者数5,069.5×除外率10%=506.95≒ <u>506人</u> （端数切り捨て）
		常用労働者数5,069.5－506＝基礎労働者数 <u>4,563.5人</u>
		基礎労働者数4,563.5×法定雇用率2.5%＝雇用義務数114.0875≒ <u>114人</u> （端数切り捨て）

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

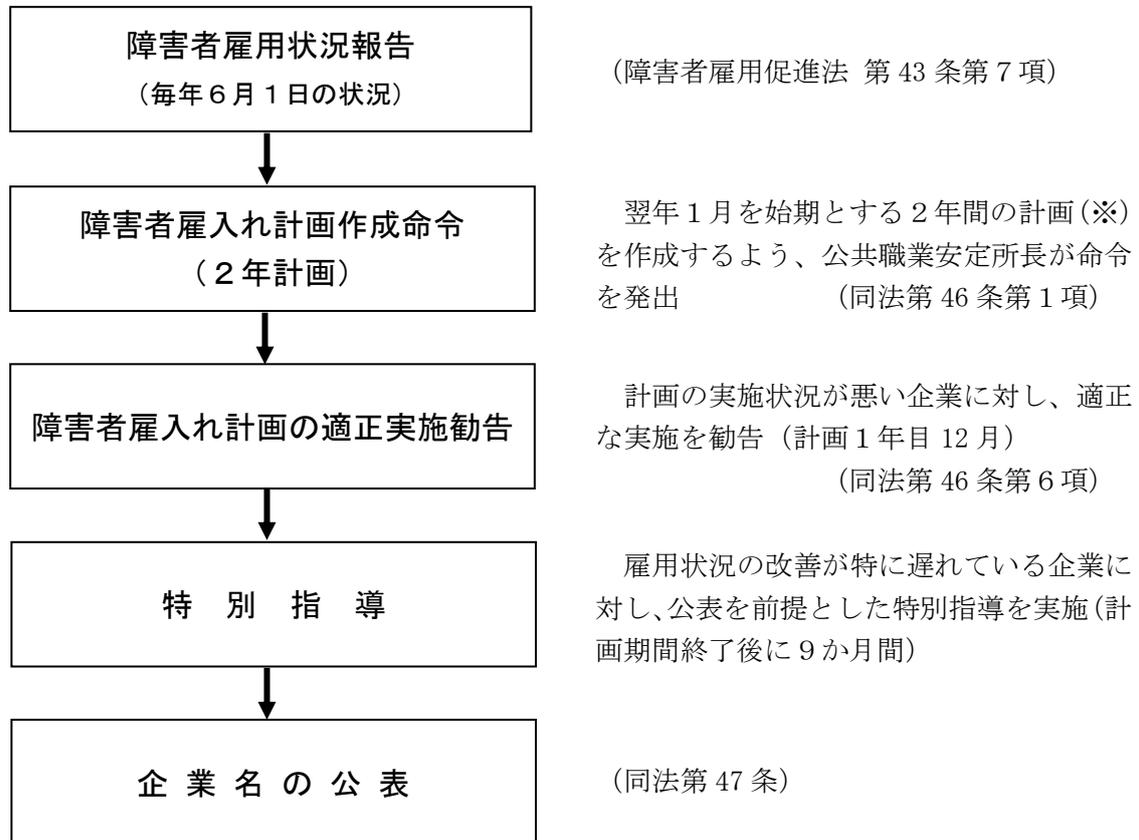
各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者（除外職員）を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした（警察官、自衛官など）。

なお、除外職員ではなくなった職員（医師、教育職員など）が一定割合を占める機関（病院、教育委員会など）については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、10ポイントの引下げを実施。

◎ 民間企業に対する障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 令和6年度の実績
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の发出 3社(全国446社)
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 1社(全国62社)
 - * 「特別指導」の実施 2社(全国37社)
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業(6年度) 7社(全国338社)
- 企業名の公表(全国)
 - 令和6年度 0社、令和5年度 1社、4年度 5社、3年度 6社、2年度 1社、元年度 0社、平成30年度 0社、29年度 0社、28年度 2社、27年度 0社、26年度 8社、25年度 0社、24年度 0社、23年度 3社、22年度 6社、21年度 7社、20年度 4社、19年度 1社、18年度 2社

※ 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

詳細表 1

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)	G. うち新規雇用分(注4)			
民間企業	企業 2,204 (2,182)	人 355,067.5 (347,621.5)	人 1,348 (1,331)	人 939 (947)	人 4,556 (4,393)	人 793 (800)	人 228 (196)	人 8,701.5 (8,500.0)	人 859.5 (781.5)	% 2.45 (2.45)	企業 1,234 (1,204)	% 56.0 (55.2)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数							③ 知的障害者の数							④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
民間企業	# 人 8,701.5 (8,500.0)	人 1,133 (1,118)	人 170 (184)	人 1,708 (1,725)	人 280 (253)	人 46 (48)	人 4,307.0 (4,295.5)	人 269.0 (259.0)	人 215 (213)	人 83 (81)	人 1,278 (1,263)	人 513 (547)	人 9 (12)	人 2,052.0 (2,049.5)	人 151.5 (138.5)	人 1,570 (1,405)	人 686 (682)	人 173 (136)	人 2,342.5 (2,155.0)	人 439.0 (384.0)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5 (注2)	G. うち新規雇用分(注4)			
規模計	企業 2,204 (2,182)	人 355,067.5 (347,621.5)	人 1,348 (1,331)	人 939 (947)	人 4,556 (4,393)	人 793 (800)	人 228 (196)	人 8,701.5 (8,500.0)	人 859.5 (781.5)	% 2.45 (2.45)	企業 1,234 (1,204)	% 56.0 (55.2)
40.0～100人未満	1,326 (1,287)	81,422.0 (78,231.5)	274 (262)	222 (228)	889 (842)	166 (155)	37 (42)	1,760.5 (1,692.5)	169.0 (175.0)	2.16 (2.16)	724 (681)	54.6 (52.9)
100～300人未満	651 (669)	99,977.0 (100,183.5)	375 (379)	208 (204)	1,298 (1,259)	193 (187)	62 (39)	2,383.5 (2,334.0)	236.5 (193.5)	2.38 (2.33)	385 (393)	59.1 (58.7)
300～500人未満	114 (115)	41,724.0 (41,666.5)	161 (166)	161 (173)	479 (491)	114 (147)	24 (23)	1,031.0 (1,081.0)	91.5 (91.0)	2.47 (2.59)	56 (63)	49.1 (54.8)
500～1000人未満	77 (78)	51,120.5 (50,580.5)	232 (232)	93 (106)	736 (698)	80 (99)	27 (22)	1,346.5 (1,328.5)	149.5 (141.0)	2.63 (2.63)	45 (47)	58.4 (60.3)
1,000人以上	36 (33)	80,824.0 (76,959.5)	306 (292)	255 (236)	1,154 (1,103)	240 (212)	78 (70)	2,180.0 (2,064.0)	213.0 (181.0)	2.70 (2.68)	24 (20)	66.7 (60.6)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	② 身体障害者の数							③ 知的障害者の数							④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)	g. うち新規雇用分(注5)
規模計	8,701.5 (8,500.0)	1,133 (1,118)	170 (184)	1,708 (1,725)	280 (253)	46 (48)	4,307.0 (4,295.5)	269.0 (259.0)	215 (213)	83 (81)	1,278 (1,263)	513 (547)	9 (12)	2,052.0 (2,049.5)	151.5 (138.5)	1,570 (1,405)	686 (682)	173 (136)	2,342.5 (2,155.0)	439.0 (384.0)
40.0～100人未満	1,760.5 (1,692.5)	227 (225)	36 (39)	387 (360)	56 (51)	5 (8)	907.5 (878.5)		47 (37)	20 (17)	211 (208)	110 (104)	2 (1)	381.0 (351.5)		291 (274)	166 (172)	30 (33)	472.0 (462.5)	
100～300人未満	2,383.5 (2,334.0)	320 (319)	48 (43)	473 (479)	70 (62)	16 (12)	1,204.0 (1,197.0)		55 (60)	24 (23)	370 (374)	123 (125)	3 (3)	567.0 (581.0)		455 (406)	136 (138)	43 (24)	612.5 (556.0)	
300～500人未満	1,031.0 (1,081.0)	121 (129)	30 (32)	171 (189)	30 (33)	2 (4)	459.0 (497.5)		40 (37)	13 (17)	163 (168)	84 (114)	2 (2)	299.0 (317.0)		145 (134)	118 (124)	20 (17)	273.0 (266.5)	
500～1000人未満	1,346.5 (1,328.5)	191 (191)	16 (19)	271 (292)	34 (42)	5 (4)	688.5 (716.0)		41 (41)	12 (9)	178 (165)	46 (57)	0 (0)	295.0 (284.5)		287 (241)	65 (78)	22 (18)	363.0 (328.0)	
1,000以上	2,180.0 (2,064.0)	274 (254)	40 (51)	406 (405)	90 (65)	18 (20)	1,048.0 (1,006.5)		32 (38)	14 (15)	356 (348)	150 (147)	2 (6)	510.0 (515.5)		392 (350)	201 (170)	58 (44)	622.0 (542.0)	

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合		
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)				F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5 (注2)	G. うち新規雇用分(注4)
産業計	企業 2,204 (2,182)	人 355,067.5 (347,621.5)	人 1,348 (1,331)	人 939 (947)	人 4,556 (4,393)	人 793 (800)	人 228 (196)	人 8,701.5 (8,500.0)	人 859.5 (781.5)	% 2.45 (2.45)	企業 1,234 (1,204)	% 56.0 (55.2)
農、林、漁業	企業 9 (9)	人 743.5 (761.5)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 6 (7)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 10.0 (11.0)	人 1.0 (2.0)	% 1.34 (1.44)	企業 3 (3)	% 33.3 (33.3)
鉱業、採石業、砂利採取業	6 (5)	551.5 (483.0)	1 (1)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	5.0 (4.0)	0.0 (0.0)	0.91 (0.83)	1 (0)	16.7 (0.0)
建設業	216 (181)	21,281.0 (17,620.5)	94 (92)	12 (13)	203 (182)	7 (9)	2 (3)	407.5 (385.0)	28.5 (25.5)	1.91 (2.18)	101 (92)	46.8 (50.8)
製造業	673 (682)	99,924.0 (101,096.5)	415 (420)	122 (126)	1,446 (1,443)	101 (114)	16 (16)	2,456.5 (2,474.0)	160.0 (172.5)	2.46 (2.45)	434 (433)	64.5 (63.5)
電気・ガス・熱供給・水道業	10 (10)	1,608.5 (1,593.0)	11 (10)	0 (0)	17 (16)	0 (0)	0 (0)	39.0 (36.0)	4.0 (2.0)	2.42 (2.26)	6 (6)	60.0 (60.0)
情報通信業	59 (59)	7,323.0 (7,142.0)	25 (28)	3 (3)	77 (73)	0 (0)	0 (1)	130.0 (132.5)	5.0 (14.0)	1.78 (1.86)	23 (24)	39.0 (40.7)
運輸業、郵便業	139 (134)	20,534.0 (18,575.0)	73 (82)	35 (30)	245 (233)	20 (22)	5 (2)	438.5 (439.0)	31.5 (27.0)	2.14 (2.36)	72 (72)	51.8 (53.7)
卸売業、小売業	320 (326)	70,827.5 (71,070.5)	213 (216)	299 (280)	920 (863)	251 (235)	83 (73)	1,812.0 (1,729.0)	226.5 (164.5)	2.56 (2.43)	150 (144)	46.9 (44.2)
金融業、保険業	30 (30)	10,578.5 (10,593.0)	59 (49)	24 (25)	86 (83)	6 (6)	3 (1)	232.5 (209.5)	28.0 (17.0)	2.20 (1.98)	12 (11)	40.0 (36.7)
不動産業、物品賃貸業	24 (26)	2,935.0 (2,955.5)	11 (11)	6 (6)	56 (45)	5 (7)	4 (4)	88.5 (78.5)	15.0 (2.5)	3.02 (2.66)	14 (9)	58.3 (34.6)
学術研究、専門・技術サービス業	37 (39)	4,724.5 (4,784.0)	17 (15)	7 (1)	45 (40)	1 (3)	4 (1)	88.5 (73.0)	16.5 (7.5)	1.87 (1.53)	16 (11)	43.2 (28.2)
宿泊業、飲食サービス業	64 (67)	7,736.5 (7,802.0)	22 (21)	40 (48)	86 (84)	46 (48)	10 (10)	198.0 (203.0)	31.0 (32.5)	2.56 (2.60)	40 (43)	62.5 (64.2)
生活関連サービス業、娯楽業	43 (46)	6,369.0 (6,405.5)	35 (43)	23 (25)	113 (137)	28 (33)	5 (4)	222.5 (266.5)	15.5 (23.5)	3.49 (4.16)	23 (26)	53.5 (56.5)
教育、学習支援業	53 (56)	5,406.0 (5,244.5)	17 (21)	10 (8)	46 (40)	1 (0)	2 (3)	91.5 (91.5)	9.5 (13.0)	1.69 (1.74)	22 (25)	41.5 (44.6)
医療、福祉	347 (338)	67,143.0 (63,674.5)	228 (215)	309 (325)	839 (807)	266 (265)	75 (61)	1,774.5 (1,725.0)	199.5 (202.5)	2.64 (2.71)	224 (213)	64.6 (63.0)
複合サービス事業	15 (15)	7,207.0 (7,390.0)	23 (23)	10 (8)	107 (112)	4 (3)	2 (1)	166.0 (168.0)	16.0 (8.5)	2.30 (2.27)	7 (8)	46.7 (53.3)
サービス業	159 (159)	20,175.0 (20,430.5)	102 (82)	39 (49)	261 (226)	57 (55)	17 (16)	541.0 (474.5)	72.0 (67.0)	2.68 (2.32)	86 (84)	54.1 (52.8)

注 1 (1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数							③知的障害者の数							④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の身体障害者 (注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者 (注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分 (注5)	a. 重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の知的障害者 (注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者 (注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分 (注5)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者である短時間労働者 (注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)	g. うち新規雇用分 (注5)
産業計	8,701.5 (8,500.0)	1,133 (1,118)	170 (184)	1,708 (1,725)	280 (253)	46 (48)	4,307.0 (4,295.5)	269.0 (259.0)	215 (213)	83 (81)	1,278 (1,263)	513 (547)	9 (12)	2,052.0 (2,049.5)	151.5 (138.5)	1,570 (1,405)	686 (682)	173 (136)	2,342.5 (2,155.0)	439.0 (384.0)
農、林、漁業	10.0 (11.0)	2 (2)	0 (0)	3 (4)	0 (0)	0 (0)	7.0 (8.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	3.0 (3.0)		
鉱業、採石業、砂利採取業	5.0 (4.0)	1 (1)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	5.0 (4.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		
建設業	407.5 (385.0)	91 (89)	0 (2)	114 (103)	3 (4)	0 (2)	297.5 (286.0)		3 (3)	2 (2)	21 (23)	4 (5)	0 (1)	31.0 (34.0)	68 (56)	10 (9)	2 (0)	79.0 (65.0)		
製造業	2,456.5 (2,474.0)	348 (353)	20 (19)	535 (566)	34 (29)	3 (5)	1,269.5 (1,308.0)		67 (67)	12 (14)	427 (434)	67 (85)	1 (0)	607.0 (624.5)	484 (443)	90 (93)	12 (11)	580.0 (541.5)		
電気・ガス・熱供給・水道業	39.0 (36.0)	10 (10)	0 (0)	10 (8)	0 (0)	0 (0)	30.0 (28.0)		1 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	3.0 (1.0)	6 (7)	0 (0)	0 (0)	6.0 (7.0)		
情報通信業	130.0 (132.5)	23 (25)	2 (2)	31 (32)	0 (0)	0 (0)	79.0 (84.0)		2 (3)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	6.0 (9.0)	44 (38)	1 (1)	0 (1)	45.0 (39.5)		
運輸業、郵便業	438.5 (439.0)	72 (76)	15 (11)	118 (122)	10 (12)	0 (1)	282.0 (291.5)		1 (6)	3 (3)	52 (46)	10 (10)	0 (0)	62.0 (66.0)	75 (65)	17 (16)	5 (1)	94.5 (81.5)		
卸売業、小売業	1,812.0 (1,729.0)	177 (177)	51 (59)	288 (285)	86 (72)	16 (16)	744.0 (742.0)		36 (39)	19 (18)	295 (295)	165 (163)	3 (5)	470.0 (475.0)	337 (283)	229 (203)	64 (52)	598.0 (512.0)		
金融業、保険業	232.5 (209.5)	59 (49)	3 (8)	47 (48)	6 (6)	0 (0)	171.0 (157.0)		0 (0)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	1 (0)	3.5 (2.0)	36 (33)	21 (17)	2 (1)	58.0 (50.5)		
不動産業、物品賃貸業	88.5 (78.5)	5 (5)	1 (3)	13 (9)	3 (3)	2 (2)	26.5 (24.5)		6 (6)	0 (0)	22 (20)	2 (4)	0 (0)	35.0 (34.0)	21 (16)	5 (3)	2 (2)	27.0 (20.0)		
学術研究、専門・技術サービス業	88.5 (73.0)	13 (11)	1 (1)	18 (18)	0 (2)	1 (0)	45.5 (42.0)		4 (4)	1 (0)	7 (6)	1 (1)	0 (0)	16.5 (14.5)	20 (16)	5 (0)	3 (1)	26.5 (16.5)		
宿泊業、飲食サービス業	198.0 (203.0)	14 (15)	7 (9)	18 (18)	15 (16)	2 (0)	61.5 (65.0)		8 (6)	4 (6)	42 (42)	31 (32)	0 (0)	77.5 (76.0)	26 (24)	29 (33)	8 (10)	59.0 (62.0)		
生活関連サービス業、娯楽業	222.5 (266.5)	19 (20)	7 (9)	32 (34)	12 (15)	1 (1)	83.5 (91.0)		16 (23)	2 (3)	59 (74)	16 (18)	0 (1)	101.0 (132.5)	22 (29)	14 (13)	4 (2)	38.0 (43.0)		
教育・学習支援業	91.5 (91.5)	15 (19)	4 (3)	25 (20)	1 (0)	0 (0)	59.5 (61.0)		2 (2)	1 (1)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	9.0 (9.0)	17 (16)	5 (4)	2 (3)	23.0 (21.5)		
医療、福祉	1,774.5 (1,725.0)	188 (174)	42 (44)	281 (284)	80 (66)	14 (17)	746.0 (717.5)		40 (41)	36 (31)	269 (259)	186 (199)	3 (4)	479.5 (473.5)	289 (264)	231 (250)	58 (40)	549.0 (534.0)		
複合サービス事業	166.0 (168.0)	18 (18)	2 (1)	57 (63)	3 (2)	0 (0)	96.5 (101.0)		5 (5)	0 (0)	14 (12)	1 (1)	0 (0)	24.5 (22.5)	36 (37)	8 (7)	2 (1)	45.0 (44.5)		
サービス業	541.0 (474.5)	78 (74)	15 (13)	115 (109)	27 (26)	7 (4)	303.0 (285.0)		24 (8)	3 (3)	60 (42)	30 (29)	1 (1)	126.5 (76.0)	86 (75)	21 (33)	9 (11)	111.5 (113.5)		

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数						③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	
規模計	970 (100.0%)	690 (71.1%)	181 (18.7%)	48 (4.9%)	29 (3.0%)	20 (2.1%)	2 (0.2%)	573 (59.1%)
40.0-100人未満	602 (100.0%)	538 (89.4%)	64 (10.6%)	— —	— —	— —	— —	524 (87.0%)
100-300人未満	266 (100.0%)	129 (48.5%)	93 (35.0%)	33 (12.4%)	10 (3.8%)	1 (0.4%)	— —	49 (18.4%)
300-500人未満	58 (100.0%)	16 (27.6%)	15 (25.9%)	8 (13.8%)	11 (19.0%)	7 (12.1%)	1 (1.7%)	— —
500-1,000人未満	32 (100.0%)	5 (15.6%)	8 (25.0%)	7 (21.9%)	6 (18.8%)	6 (18.8%)	— —	— —
1,000人以上	12 (100.0%)	2 (16.7%)	1 (8.3%)	— —	2 (16.7%)	6 (50.0%)	1 (8.3%)	— —

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

2 地方公共団体における在職状況

1 新潟県の状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数(注1)
合 計	9,057.0	263.0	2.90	8.5
新潟県(知事部局・議会事務局)	5,837.0	180.5	3.09	0.0
新潟県企業局	109.5	4.0	3.65	0.0
新潟県病院局	2,555.5	62.5	2.45	8.5
新潟県警察本部	555.0	16.0	2.88	0.0

2 新潟県市町村等の機関の状況(18ページに掲載)

3 新潟県教育委員会の状況(法定雇用率2.7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数(注1)
新潟県教育委員会	12,144.0	274.5	2.26	52.5

4 新潟市教育委員会の状況(法定雇用率2.7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数(注1)
新潟市教育委員会	4,927.0	122.0	2.48	11.0

3 独立行政法人等における雇用状況_(注2)

(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数(注1)
合 計	312.0	13.0	4.17	0.0
新潟県立大学	109.0	3.0	2.75	0.0
長岡造形大学	92.0	2.0	2.17	0.0
新潟県立看護大学	61.0	6.0	9.84	0.0
三条市立大学	50.0	2.0	4.00	0.0

注1 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数・労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注2 独立行政法人等のうち、国立大学法人(新潟大学、長岡技術科学大学及び上越教育大学)の障害者雇用状況については、厚生労働省により公表される。

新潟県市町村等の機関の状況(17ページ 2-2の内訳)

新潟県市町村等の機関の状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 職員数(注1)	② 障害者の数 (注2)	③ 実雇用率	④ 不足数(注3)	備 考
合計	30,522.0	853.0	2.79	21.5	
1 新潟市	7,495.5	215.0	2.87	0.0	認定地方機関(注4)
2 長岡市	2,077.0	59.5	2.86	0.0	
3 長岡市水道局	97.0	5.0	5.15	0.0	
4 長岡市教育委員会	1,240.5	35.0	2.82	0.0	
5 小千谷市	612.5	17.5	2.86	0.0	認定地方機関(注4)
6 上越市	2,976.0	88.5	2.97	0.0	認定地方機関(注4)
7 妙高市	598.5	16.5	2.76	0.0	認定地方機関(注4)
8 三条市	492.5	18.5	3.76	0.0	
9 三条市教育委員会	315.0	9.0	2.86	0.0	
10 見附市	834.0	23.5	2.82	0.0	認定地方機関(注4)
11 加茂市	378.0	11.0	2.91	0.0	認定地方機関(注4)
12 田上町	197.5	5.0	2.53	0.0	
13 新潟県中越福祉事務組合	72.0	2.0	2.78	0.0	
14 柏崎市	1,182.0	30.0	2.54	3.0	認定地方機関(注4)
15 出雲崎町	108.5	3.0	2.76	0.0	認定地方機関(注4)
16 刈羽村	126.0	3.0	2.38	0.0	
17 新発田市	1,335.5	37.5	2.81	0.0	認定地方機関(注4)
18 新発田市水道局	42.0	1.0	2.38	0.0	
19 胎内市	512.5	13.0	2.54	1.0	認定地方機関(注4)
20 阿賀野市	501.5	15.0	2.99	0.0	認定地方機関(注4)
21 聖籠町	123.0	3.0	2.44	0.0	
22 聖籠町教育委員会	136.5	4.0	2.93	0.0	
23 下越福祉行政組合	99.0	2.0	2.02	0.0	
24 新発田地域広域事務組合	36.0	1.0	2.78	0.0	
25 五泉市	648.5	16.0	2.47	2.0	認定地方機関(注4)(注5)
26 阿賀町	359.5	8.0	2.23	2.0	
27 さくら福祉保健事務組合	93.5	2.0	2.14	0.0	
28 新潟県中東福祉事務組合	73.5	3.0	4.08	0.0	
29 十日町市	769.0	22.5	2.93	0.0	認定地方機関(注4)
30 津南町	195.0	5.0	2.56	0.0	
31 糸魚川市	328.0	9.0	2.74	0.0	
32 糸魚川市教育委員会	265.5	7.0	2.64	0.0	
33 燕市	939.5	26.0	2.77	0.0	認定地方機関(注4)
34 弥彦村	116.5	2.5	2.15	0.5	(注5)
35 西蒲原福祉事務組合	72.5	2.0	2.76	0.0	
36 南魚沼市	1,403.0	28.0	2.00	11.0	認定地方機関(注4)
37 魚沼市	833.0	21.5	2.58	1.5	認定地方機関(注4)(注5)
38 湯沢町	179.0	4.5	2.51	0.5	
39 魚沼地域特別養護老人ホーム組合	76.5	3.0	3.92	0.0	
40 魚沼地区障害福祉組合	37.0	2.0	5.41	0.0	
41 佐渡市	1,086.5	30.5	2.81	0.0	
42 佐渡市教育委員会	321.0	9.0	2.80	0.0	
43 村上市	1,006.0	29.0	2.88	0.0	認定地方機関(注4)
44 関川村	130.5	4.0	3.07	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

注5 五泉市においては、10月21日時点において、障害者の数18.0人、実雇用率2.78%、不足数0.0人となっている。
弥彦村においては、令和8年1月1日以降において、障害者の数3.0人、実雇用率2.56%、不足数0.0人見込みとなっている。
魚沼市においては、7月18日時点において、障害者の数23.5人、実雇用率2.82%、不足数0.0人となっている。